

# 育児休職

- 原則1歳の誕生日まで  
但し保育所等の理由により最長1歳の  
誕生日後の3月末まで延長可(最長2年)
- 原則元職場復帰
- 1歳以降は育児休業給付及び社会保険  
料免除はない

## 育児短時間勤務

- 休職とあわせて、満3歳到達後の3月末まで取得可能
- 1日2時間を限度(請求により30分単位)
- フレックスタイムとの併用可能  
(同制度導入職場で支障が無い場合)

## 医療休暇・その他

- 積立年休(最高60日)を休暇として利用可  
(ただし子供の通院・予防接種等の介護・介助目的で)
- つわり休暇、産前産後休暇
- 時間外労働特定労働者を小学校3年生まで拡大(激変緩和措置期間)
- 母性健康管理(妊娠中の通勤緩和等)
- 在宅保育サービス割引(\* 試行実施中)  
(こども未来財団補助制度利用)